

引き上げ分の地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる  
 社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費

消費税率が引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分（地方消費税交付金の17分の7に相当する額）については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費にあてるものとされています。  
 平成29年度北方町一般会計当初予算における社会保障施策経費への充当状況は以下のとおりです。

(歳入)

・地方消費税交付金（社会保障財源化分）歳入見込額 134,647 千円

(歳出)

・社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費 1,884,377 千円

(単位：千円)

事業名	経費	財源内訳					
		特定財源			一般財源		
		国・県支出金	町債	その他	地方消費税交付金 (社会保障財源化分)	その他	
社会福祉	総合福祉事業	39,165	481	0	0	5,238	33,446
	障がい者福祉事業	300,565	203,708	0	0	13,114	83,743
	老人福祉事業	61,850	0	0	120	8,358	53,372
	福祉医療事業	234,520	92,260	0	0	19,262	122,998
	児童福祉事業	568,598	367,696	0	1,483	27,001	172,418
	小計	1,204,698	664,145	0	1,603	72,973	465,977
社会保険	国民健康保険事業	179,655	88,560	0	0	12,334	78,761
	介護保険事業	232,540	1,708	0	111,854	16,109	102,869
	後期高齢者医療事業	169,212	20,613	0	200	20,093	128,306
	小計	581,407	110,881	0	112,054	48,536	309,936
保健衛生	母子保健事業	24,422	125	0	0	3,290	21,007
	疾病予防事業	51,664	0	0	0	6,995	44,669
	健康増進事業	22,186	1,113	0	0	2,853	18,220
	小計	98,272	1,238	0	0	13,138	83,896
合計	1,884,377	776,264	0	113,657	134,647	859,809	

※事務費及び人件費は、事業費から除外しています。